

ひとりで悩まずにご相談ください

# 児童虐待防止推進月間・女性に対する暴力をなくす運動

## 11月は 児童虐待防止推進月間

令和2年に施行された改正児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）では、子どもに対するいかなる体罰も許されないと明記されました。しつけのつもりであっても叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの健やかな成長に有害であり、虐待にあたります。

### 子どもに対して、こんなことをしていませんか？

- 何回も言葉で注意したが、言うことを聞かないので頭を叩いた
- 約束を守らなかったため、戸外へ放り出した
- 宿題をせず遊んでばかりいたので、食事を与えなかった
- 友達を叩きケガさせたので、同じように子どもを叩いた

これらはすべて体罰であり虐待です。

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、子どもと向き合い、どうすればいいのかを言葉で説明したり見本を示したりするなど、子ども自身が理解できる方法で伝えましょう。



### 児童相談所虐待対応ダイヤル

# 189

24時間いつでも児童相談所に相談できる、全国共通の電話番号です。子育てに悩んでいる人、虐待を受けていると思われる子どもを見つけた人は、ぜひご相談ください。

### その他の児童虐待の相談・通告先

- こども未来課 相談専用ダイヤル ☎ 22・9609
- 各支所
- 伊賀児童相談所 ☎ 24・8060
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21・0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62・0110
- 地域の民生委員・児童委員
- 学校や保育所（園）・幼稚園など

### 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(出)から25日(金)（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、買春、セクシュアル・ハラメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものです。被害を受けた人は一人で抱え込まず、ご相談ください。

### 相談先

- こども未来課 相談専用ダイヤル ☎ 22・9609
- 三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター） ☎ 059・231・5600
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21・0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62・0110
- DV相談ナビ ☎ #8008

### 【問い合わせ】

こども未来課  
☎ 22・9609

FAX 22・9646

✉ kodomo@city.iga.lg.jp



## 差別をなくす強調月間

市では11月11日から12月10日までの1カ月間を「差別をなくす強調月間」として、人権イベントを実施します。今年度は一部の地域で「人権を考える市民の集い2022」人権講演会の上映会を行います。

### ◆おおやまだ人権フェスティバル2022

【と き】 11月19日(出) 午後2時～

【と こ】 ライトピアおおやまだ

【内 容】 ○ 第1部：人権作品の表彰・人権作品の朗読

○ 第2部：パネルディスカッション

○ テーマ：人権文化のまちづくり ～一人ひとりが大切にされる

大山田であるために～

○ コーディネーター：松村 智広さん

○ パネラー：中学生や保護者など5人

（手話・要約筆記あり）

◆人権を考える市民の集い2022

【と き】 11月22日(火) 午後7時～

【と こ】 伊賀市文化会館

【内 容】 ○ 演題：無関心でいられても、無関係ではられない人権・

### 部落問題

○ 講師：(公財)反差別・人権研究所 所みえ 常務理事兼事務局長

松村 元樹さん

（手話・要約筆記・ヒアリングループあり）

◆差別をなくすいがまの集い2022

【と き】 12月2日(金) 午後7時30分～

【と こ】 西柘植地区市民センター

（旧いづみさと会館いが小ホール）

【内 容】 上映会

◆あやま人権フェスティバル2022

【と き】 12月9日(金) 午後7時～

【と こ】 阿山保健福祉センター ホール

◆2022青山人権のつどい

【と き】 12月10日(出) 午後1時30分～

【と こ】 青山福祉センター 教養娯楽室

【内 容】 ○ 第1部：青山小学校・青山中学校からの発信

○ 第2部：上映会

（手話・要約筆記・ヒアリングループあり）

【問い合わせ】 人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9641 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp



## 本人通知制度に登録しませんか

本人通知制度は事前に登録した人の住民票の写しなどを代理人などの第三者が請求し、市が交付したときにその事実を郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しなどを交付したことを通知することで、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報不正使用防止や事実関係の早期究明につながります。またこの制度は不正請求を抑止する効果が期待できます。

### 【登録ができる人】

- 市の住民基本台帳が戸籍の附票に登録されている人
- 市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている人

### 【通知対象となる証明書の種別】

- 住民票の写し（除票を含む。）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄本・抄本（除籍・改製原戸籍を含む。）
- 戸籍の附票の写し（除附票を含む。）

※本人通知制度事前登録日の翌日以降に交付したものは

【本人通知の記載事項】

証明書を交付した場合の通知内容は次の4項目です。



- 交付証明書の種別
  - 交付枚数
  - 交付請求者の種別
  - 交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。
- 【登録方法】
- 登録を希望する人は本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）を持参の上、住民課または各支所で登録の手続きをしてください。
  - 代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。

【問い合わせ】 住民課 ☎ 22-9645 FAX 22-9643 ✉ juumin@city.iga.lg.jp

